

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事及び茨城県公安委員会委員長より通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年10月17日

茨城県監査委員	白井平八郎
同	村上典男
同	澤田勝
同	羽生健志

(注意事項)

監査実施機関名 障害福祉課	監査実施年月日 令和4年7月29日
○監査の結果 普通財産（土地）に係る貸付料について、内部統制が機能せず、調定が3か月以上遅延していたことは適切でない。	
○措置状況 新たに「貸付・使用許可業務等管理表」を作成するとともに職員間で共有することにより、業務進捗状況の見える化を図った。さらに、事業担当のほか課長、課長補佐（総括）、業務課長補佐、経理担当など複数職員が調定状況を確認することによるチェック体制の強化に努めることとした。	
監査実施機関名 農業経営課	監査実施年月日 令和4年7月29日
○監査の結果 使用する見込のないパソコン1台について、内部統制が機能せず、備品としての管理が著しく不適正であったことにより紛失したこと、及び速やかに必要な報告を行っていなかったことは適切でない。	
○措置状況 情報資産の適正な管理について令和4年7月27日に所属職員に周知し、注意喚起を行った。 当該パソコンの外に故障により使用不可となっているパソコン5台について、県の処理方針に従い、ハードディスクを物理的に破壊するなどして令和4年8月19日までに適正に廃棄した。 また、情報資産については、目の行き届く、管理担当の隣の机の引き出しの中で保管することとし、引き続き、利用する際の記録の作成のほか、機器の状況の定期的な確認などを徹底し、再発防止に努めることとした。	
監査実施機関名 流域下水道事務所	監査実施年月日 令和4年8月5日
○監査の結果 処分した固定資産について、内部統制が機能せず、処分報告を行わなかったため、貸借対照表の固定資産計上額に過誤があったことは適切でない。	
○措置状況 注意事項とされた固定資産について、令和4年度の決算整理において、下水道課に対し処分報告をする。 また、令和4年7月27日に固定資産の現地調査説明会を開催し、「固定資産台帳」と現物との照合を徹底し、所在が確認できない固定資産については、下水道課に対し処分報告の手続きを進めることとした。 さらに、資産の更新等の際には用途廃止する資産の処分報告を行う事務所総務課と各課・各浄化センターとの連携を図り、複数職員による相互チェックをすることにより適切な管理に努め、処分報告に漏れがないよう徹底した。 今後同様の事例が発生することがないように、組織として適正な事務執行に努めていく。	

監査実施機関名 警察本部	監査実施年月日 令和4年7月28日
<p>○監査の結果</p> <p>被害者支援事業補助金について、交付決定の際に補助対象経費の額を超えて補助金の交付決定を行っていたこと、変更交付決定の際に補助金の限度額を超えて交付決定を行っていたこと、及び補助金の額の確定の際に補助対象経費外の経費を含めて補助金額を確定していたことにより、補助金を過大に交付していたのは適切でない。</p>	
<p>○措置状況</p> <p>当該補助金については、事業を所管する警務課のみならず、補助金の支出を所管する会計課においても、補助金交付要項や事業者からの申請書類等のダブルチェックを行うことを徹底した。</p> <p>また、組織全体のチェック機能を強化し、他の補助金等においても、同様の事例が起こらないよう再発防止に努めていく。</p> <p>なお、当該補助金の交付要項については、犯罪被害者等の実情に合わせた効果的な支援を実現するため、必要に応じて適宜、見直しを行うこととした。</p>	